（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（法第十九条第一項の国土交通省令で定める航空機）
第二十七条　（略）
（軽微な保守）
第二十八条　（略）
（航空機の整備又は改造についての確認）
第二十九条　（略）
（業務の範囲及び限定）
第三十条　法第二十条第一項の事業場の認定（以下この節において単に「認定」という。）は、次の表の上欄に掲げる業務の能力の区分に応じ、同表の下欄に掲げる業務の範囲の一又は二以上について行う。

業務の能力の区分	業務の範囲
一　（略）	（略）
二　法第二十条第一項第五号から第七号までに掲げる業務の能力	1　ピストン発動機に係る業務 2　タービン発動機に係る業務 3　プロペラに係る業務 4　回転翼に係る業務 5　トランスミッションに係る業務 6　計器又は記録系統の装備品等に係る業務 7　自動操縦系統の装備品等に係る業務 8　発動機補機に係る業務 9　補助動力装置に係る業務 10　着陸系統の装備品等に係る業務 11　防氷、防火又は防水系統の装備品等に係る業務 12　燃料系統の装備品等に係る業務 13　油圧系統の装備品等に係る業務 14　空調又は与圧系統の装備品等に係る業務 15　酸素系統の装備品等に係る業務 16　空圧又は真空系統の装備品等に係る業務 17　電気系統の装備品等に係る業務 18　通信又は航法系統の装備品等に係る業務

（予備品証明）
第二十七条　（略）
第二十八条　（略）
第二十九条　（略）
2　（略）
第三十条　（略）
（予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品）
第三十条の二　（略）
（予備品証明の失効）
第三十条の三　（略）
（法第十九条第一項の国土交通省令で定める航空機）
第三十一条　（略）
（軽微な保守）
第三十二条　（略）
（航空機の整備又は改造についての確認）
第三十二条の二　（略）
（業務の範囲及び限定）
第三十三条　法第二十条第一項の事業場の認定（以下この節において単に「認定」という。）は、次の表の上欄に掲げる業務の能力の区分に応じ、同表の下欄に掲げる業務の範囲の一又は二以上について行う。

業務の能力の区分	業務の範囲
一　（略）	（略）
二　法第二十条第一項第五号から第七号までに掲げる業務の能力	1　ピストン発動機に係る業務 2　タービン発動機に係る業務 3　固定ピッチ・プロペラに係る業務 4　可変ピッチ・プロペラに係る業務 5　回転翼に係る業務 6　トランスミッションに係る業務 7　機械計器に係る業務 8　電気計器に係る業務 9　ジャイロ計器に係る業務 10　電子計器に係る業務 11　機械補機に係る業務 12　電気補機に係る業務 13　電子補機に係る業務 14　無線通信機器（電波法の適用を受ける無線局の無線設備を除く。）に係る業務 15　主要構成部品に係る業務 16　その他国土交通大臣が告示で指定する装備品に係る業務